

## メモリアル商品『縁 心をかたちに』 商品購入契約約款

### 第1条 (約款の適用)

有限会社中山石材店 (以下「販売者」という。) はメモリアル商品『縁 心をかたちに』 (以下「本商品」という。) の販売に当たりこの約款 (以下「本約款」という) を定め、販売者及び本商品の購入する者 (以下「購入者」という。) は商品購入契約書及び本約款に基づき本商品の販売及び購入の契約 (以下「本契約」という。) を締結し履行をする。

### 第2条 (代金の支払い)

購入者は、契約後1週間以内に契約書記載の商品代金の合計代金を契約書記載の商品代金振込先に振込む方法により支払うものとする。

### 第3条 (遺骨の受け渡し)

- 商品代金の合計代金が支払われた後、販売者と購入者は、購入者の指定する場所 (東京都、神奈川県に限る) で加工する遺骨の受け渡しをする。
- 前項の規定に関わらず、購入者と販売者が合意したときは、購入者がゆうパックで販売者へ送付する方法により加工する遺骨の受渡しをすることができる。ただし、送付に要する費用は購入者の負担とする。
- 前項の方法による遺骨の受け渡しをする場合には、ゆうパックによる輸送中に発生した遺骨の紛失、損壊等について販売者は一切の責任を負わない。

### 第4条 (加工製造)

- 遺骨受渡し後、販売者は速やかに商品の加工製造に着手する。
- 販売者が商品の加工製造に着手した後は、預かった遺骨を粉末状に加工するため遺骨を受け渡し前の状態に復元することができないこと及び商品の加工製造にあたり受け渡しされた遺骨すべて使用しないことがあり、使用しない粉骨が残る場合があることを購入者は承諾する。

### 第5条 (遺骨加工における責任)

- 遺骨受渡し後に何らかの事由により本契約が解除、解約、取消し等された場合でも、販売者は加工済み又は加工途中の遺骨の形状や重量等を原状回復する必要はなく、その時点の状態で購入者に返却すれば足りるものとする。
- 前項の場合において、本契約が解除、解約、取消し等された事由が販売者の責めに帰すべきもの又は販売者の都合によるものでないときは、販売者は受領済みの代金から解除、解約、取消し等された時点までに発生した費用 (実費・手数料を含む) を差し引いた金額を購入者に返金するものとする。

### 第6条 (商品の納品)

- 商品の加工製造が終了したときは、遺骨の受け渡しをした場所 (ゆうパックによる送付の方法により遺骨の受渡しをしたときは納品に当たり購入者が指定する場所) で販売者は購入者へ商品及び残りの粉骨を納品し、購入者は必ずこれを受け取るものとする。
- 前項の規定に関わらず、購入者と販売者が合意したときは、販売者がゆうパックで購入者へ送付する方法により商品及び残りの粉骨の受渡しをすることができる。ただし、送付に要する費用は購入者の負担とする。
- 前項の方法により商品の納品をする場合には、ゆうパックによる輸送中に発生した商品の紛失、損壊等について販売者は一切の責任を負わない。
- 購入者は、商品の納品を受けたときは直ちに検品をし、商品に瑕疵があったときは納品後5日以内に販売者に連絡するものとする。

### 第7条 (商品の受け取りをしない場合)

- 商品の加工製造が終了した後、販売者が購入者へ納品の連絡をしたにもかかわらず、購入者が6カ月以上商品及び残りの粉骨の受け取りをしないときは、販売者は商品及び残りの粉骨を廃棄することができるものとする。
- 前項の場合において販売者は受領済みの商品代金を購入者に返還することを要しない。

### 第8条 (申込者以外に対する責任)

本商品の購入契約後、加工する遺骨の申込者以外の方から本商品の購入又は遺骨の加工について異議が出た場合には購入者が一切の責任を負い、販売者は何らの責任を負わないものとする。

### 第9条 (第三者への委託)

販売者は遺骨の受け渡し、商品の納品、商品の加工製造を販売者の指定する第三者に委託することができる。

### 第10条 (遅延損害金)

販売者は、購入者が本商品の代金の支払いを遅延したときは、購入者に対し支払期日の翌日から完済に至るまで年率6%の割合による遅延損害金を請求することができるものとする。

### 第11条 (不可抗力)

天災地変、戦争、暴動、内乱、法令などの改正、政府の行為その他の不可抗力により、販売者が本契約に基づく債務の一部又は全部を履行できない場合であっても、販売者は一切の責任を負わないものとする。

### 第12条 (権利譲渡の禁止)

購入者は、本契約に基づく権利及び義務の一部又は全部を第三者に譲渡し、又は、担保に供するなど一切の処分をしてはならないものとする。

### 第13条 (報告義務)

購入者が、氏名、住所又は連絡先などを変更する場合、販売者に対して速やかに連絡を行うものとし、購入者が、連絡を怠った場合、連絡を怠ったことにより生じた損害については、販売者は一切責任を負わないものとする。

### 第14条 (秘密保持)

購入者は、本契約に関連して知り得た販売者の業務上、技術上、販売上の秘密情報を第三者に一切開示、漏洩しないものとする。

### 第15条 (契約解除)

販売者は、購入者が申し込み後に第2条に定める期間内に代金の支払いをしないときは事前の通知又は催告を要せずに本契約を解除することができる。

### 第16条 (合意管轄)

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、訴訟に応じて、販売者の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

### 第17条 (信義誠実の原則)

本約款に規定なき事項及び本約款の解釈に疑義が生じた場合には、信義誠実を旨とし、購入者及び販売者は協議の上、これを解決するものとする。

以上